

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

町土の利用に関しては、この計画を基本とし、農業振興地域の整備に関する法律及び土地利用関係法等の適切な運用により、土地利用相互の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図る。

1 地域振興施策の推進

舟形町は自然的・歴史的・社会諸条件などから、舟形本町を商工業の中核地域として、東西に広がる地域は、稲作・畑作を中心とした田園地域及び山間地域によって構成されている。これらの地域整備にあたっては、各地域の持つ個性や多様性を活かしながら、各地域の特性に応じた施策を展開し、活力に満ちた独自性の豊かな地域振興を図る必要がある。

町基本構想の4つの柱である「安心して暮らせる住み良いまちづくり」「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」「子育て・健康・教育の充実したまちづくり」「互助・共有・自立による協働のまちづくり」を目標として、様々な分野からまちづくりを進めていく。

2 土地の有効利用の推進

(1) 農用地

農用地については、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の重要性を認識し、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の面的集積の促進や農業生産基盤の促進、さらに農業生産法人等の多様な担い手の育成による有効利用を図る。

また、農産物の販売促進・流通対策により、出荷数量の拡大と安定確保を図り、農用地としての利用を維持・確保していくとともに、農業の生産性向上のための生産基盤の整備や更新を促進する。

(2) 森 林

森林については、その多面的機能が高度に発揮できるよう路網の整備を図り、搬出環境を整え適切な整備・保全を計画的に推進するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や森林環境教育、憩い・癒しの場、レクリエーション利用の場としての総合的な利用を図るとともに、やまがた緑環境税を活用した取り組みを進めていく。

加えて、森林の整備を推進する観点から、町県産材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道 路

道路網の整備は産業や観光振興においても重要な役割を果たしており、国・県道につい

ては引き続き高速交通網の整備促進を要望していく。町道については、生活道路として日常生活及び産業振興上重要な機能を有しているため、計画的な整備を進めていくとともに、地域と協働して適切な維持修繕・保全に努めて長寿命化を図る。併せて冬季の雪対策に配慮した消流雪施設の整備も推進する。

農林道については、農林業の振興だけでなく、観光や生活利便、さらに周辺地域の活性化を図る上で不可欠であることから、自然環境の保全に配慮しながら整備に努めていく。

(5) 宅地

住宅地は、人口定着と若者定住促進さらに町外からの定住者受け入れのため、計画的に整備を進めるとともに、既に整備済みの住宅地についても有効な活用を進め、快適で住み良い生活環境の整備を促進する。

さらに、空き家情報システムの構築により再利用等有効活用を図る。

(6) 工業用地

工業用地については、企業誘致の推進と既存企業の振興による雇用の場の安定的確保と拡大及び地域経済の活性化を図るため、必要に応じて用地の確保に努める。さらに、新庄市を中心とした最上地方全体の最重要課題と位置付けて、早急な整備促進及び活用を図る。

(7) 低未利用地

低未利用地や農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、土地利用を集約型にする観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

耕作放棄地については、町土の有効利用並びに環境や景観保全の観点から、再耕地化を推進するとともに、地域の実情に応じ周辺土地利用との調整をしながら利用促進を図る。推進に当たっては、6次産業の活性化を視野に入れた農産物の販売促進策や担い手確保対策、地域条件に適した作物の推進、水田畠地化事業の実施等、総合的かつ計画的に取り組んでいく。